



東大阪公市第 2294 号  
平成 30 年 3 月 7 日

日本労働組合総連合会大阪府連合会  
会長 山崎 弦一 様  
連合大阪河内地域協議会  
議長 中谷 広孝 様  
連合大阪東大阪地区協議会  
議長 西城 敏幸 様

東大阪市長 野田 義和

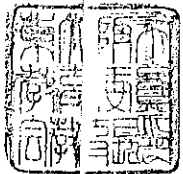


東大阪市教育局委員 金  
教育長 土屋 宝士



要望書(回答)

平成 29 年 11 月 20 日付けで提出のありました標記の件につきまして、別紙のとおり回答いたします。



**1.雇用・労働・WLB施策**

<補強>

(1)地方創生交付金事業を活用した就労支援について

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の地方創生交付金事業で「若者の雇用安定」、「女性の活躍推進」、「Uターン」などを推進されるが、事業の情報発信力を高め、特に魅力ある中小企業との場づくりや若年層の定着支援施策の充実をはかること。また、交付金にかかわらず、就業ニーズの高い介護・福祉分野の定着支援施策として、独自の処遇改善助成金等を検討すること。

(回答)

平成29年7月にオープンいたしました「若者・女性の未来を創る就活応援スポット『就活ファクトリー東大阪』」におきまして、若者と女性の就労と定着の支援に取り組むとともに、市内企業の魅力発信にも取り組んでおります。

介護・福祉分野の定着支援につきましては、医療・介護保険制度や国の補助金、助成金制度が充実されることにより従事者の処遇が改善され、それにより医療・介護と言う業種自体のイメージがアップすることが重要ではないかと考えております。

介護職員の処遇改善助成を市独自で実施することは財政的に困難ですが、平成29年12月8日に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」においては、2019年10月から「介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について月額平均8万円相当の処遇改善を行うこと」とされていることから、その動向について注視してまいります。

<補強>

(2)産業政策と一体となった基幹人材の育成について

大阪の基幹産業である「ものづくり」の人材育成と確保に向けて、中小企業や教育訓練機関に対して、若年技能者への実技指導や講師派遣を幅広く行い、効果的な技能の継承と後継者育成を行うこと。

(回答)

厚生労働省の大阪府技能振興コーナーでは、「ものづくりマイスター制度」を実施しています。この制度は、技能尊重機運の醸成や技能者の育成を支援するため、「ものづくりマイスター」の認定を受けた熟練技能者を登録し、求めに応じて、小・中学校、高等学校等の教育機関やモノづくり企業等に派遣し、実技指導等を行うもので、原則無料となっています。「ものづくりマイスター制度」のPRには積極的に協力してまいります。

本市では次代を担う中堅人材や技術者の育成を目的とした講義や技術研修を実施しており、今後も引き続き取り組んでまいります。

<継続>

**(3) 地域就労支援事業について (★)**

未就職の若者、障がい者、ひとり親家庭の保護者、中高年齢者への就労支援は、市町村によって取り組みの温度差が生じている。相談から就労までの効果的な支援体制を強化するため、好事例等を共有し、市町村地域就労支援センターの充実をはかること。

また、「地域労働ネットワーク」の社会資源を積極的に活用できるよう、多様な構成団体が中小・地場産業との社会対話を増やし、有機的な連携で就労支援やネットワーク事業を強化すること。

(回答)

地域就労支援事業につきまして、他市の先進的な取り組みにつきまして調査を進め、より効果的な事業を検討してまいります。

また、現在、本市におきましては、公共職業安定所、労働基準監督署、障害者就業・生活支援センター、社会保険労務士会、商工会議所、高等職業技術専門学校、その他さまざまな機関と連携し就労支援に取り組んでおります。今後も連携の強化に努めるとともに、企業のニーズの把握にも努めてまいります。

<継続>

**(4) 生活困窮者自立支援の充実・強化について [一般市に要請]**

生活困窮者自立支援法が2015年4月に施行されたが、生活・暮らしの相談事業だけではなく、生活困窮者の出口支援となる就労準備支援事業の就労体験先や認定就労訓練事業所等を確保するなど、生活困窮者自立支援事業を強化すること。また、要支援者は高齢者層の疾病や低収入・就労困難など、複合的な問題が起因していることから、タイプ別課題に応じた細やかな支援体制を構築すること。

(回答)

本市においては、生活困窮者自立支援法が平成27年4月に施行されたことにともない、法で定められた自立相談支援事業等の必須事業と就労準備支援事業等の任意事業を順次取り組み、平成28年度には全ての事業をスタートさせ、支援の充実を図ってまいりました。

生活に困った方の自立の支援に関する相談や就労支援、家計相談、多重債務相談などを行っており、個別事案に対し支援しています。また、離職中の方で、住居を喪失している方または喪失するおそれのある方を対象に、住宅確保給付金を支給するとともに、支援員による就労支援を実施しています(支給要件あり)。

今後も、支援体制や各事業について、これまでの状況を精査し、必要な予算を要求してまいります。

<継続>

**(5) 労働法制の周知・徹底と労働相談体制の充実について**

各種労働法制については、特に働き方改革実行計画に関する労働法制の改正が想定されることから、労使紛争の未然防止の観点から行政、企業、経営者団体等に周知・徹底をはかること。また、近年増加する個別労使紛争の相談内容である「いじめ・嫌がらせ」に関連するハラスメントやそれらによるメンタルヘルス対策を強化するとともに労働相談体制の充実をはかること。

(回答)

各種労働法制につきましては、国等の依頼に基づき、チラシの配架や市政だより、労政ニュース、メルマガ等の媒体を利用したPRを行っており、市立勤労市民センターでは労働法等をテーマとしたセミナーを開催しています。また、ハラスメントが社会問題化し、メンタルヘルスの重要性が叫ばれる中、それらに関連する啓発DVD等を充実させ、学校や企業等への貸し出しを行っていますが、それにつきましてもよりいっそうのPRに努めてまいります。

労働相談につきましては市役所本庁及び市立勤労市民センターで実施しておりますが、内容の充実とPRの強化に努めてまいります。

<補強>

**(6) 長時間労働の是正、ブラック企業対策に向けた監督体制の強化について**

長時間労働の強要や残業代カットなど、いわゆる「ブラック企業」や「ブラックバイト」が社会問題化している。労働基準監督行政である大阪労働局と連携をはかり、過労死等ゼロ対策を含め、労務管理の指導やワークルールの遵守について、周知・徹底をはかること。また、長時間労働が指摘されている教員については、勤務実態調査等を行い、実効性のある対策を行うこと。

(回答)

平成29年7月にオープンいたしました「若者・女性の未来を創る就活応援スポット『就活ファクトリー東大阪』」におきまして、若者向けにブラック企業対策のセミナーを行います。また、労働基準監督署と連携しながら、ワークルールの遵守の周知に取り組んでまいります。

教員の勤務実態調査につきましては、今年度、小中学校教職員を対象に勤務時間調査を実施いたしました。現在、教育委員会として教職員の負担軽減に向け、具体的な対策を講じるべく検討しております。

<補強>

(7) 女性の活躍推進と就業支援について (★)

女性活躍推進法に基づき、女性の積極的な登用・評価を実施するために、各市における推進計画の実施状況を点検すること。さらに努力義務となっている中小企業への女性活躍支援施策の充実を国へ求め、就業率の改善に努めること。また、若年女性に対するセミナーやカウンセリングで就業意欲の向上をはかり、定着支援をはかること。

(回答)

これまで女性活躍推進法に基づき、実施状況の公表などの取組みを行ってきたところですが、今後も女性活躍推進法における特定事業主行動計画の実施状況を点検し、女性の積極的な登用・評価の実施について、検討してまいります。

平成29年7月にオープンいたしました「若者・女性の未来を創る就活応援スポット『就活ファクトリー東大阪』」におきまして、セミナーやカウンセリングを通じて、若者と女性の就労と定着の支援に取り組んでまいります。

<新規>

(8) ワーク・ライフ・バランス社会の早期実現について

妊娠・出産・育児・介護期に離職することなく、安心して働き続けられる環境整備にむけて、改正育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法の周知徹底をはかること。また、仕事と生活の調和推進の取り組みは、固定的な男女の役割分担意識が影響することから男性の働き方や意識改革と併せて両立支援の拡充をはかること。

(回答)

各種労働法制等につきましては、国等の依頼に基づき、チラシの配架や市政だより、労政ニュース、メルマガ等の媒体を利用したPRを行っており、今後も積極的なPRに努めてまいります。

第3次東大阪市男女共同参画推進計画に基づき、家事や子育て、介護といった固定的な性別役割分担意識が強い分野について、ワーク・ライフ・バランスの早期実現に向けて、関連法や制度の周知等に関する、講座や啓発を実施してまいります。

<新規>

(9) 治療と職業生活の両立支援について

病気を抱える労働者が活躍できる環境整備にむけて、会社・主治医・産業医が患者に寄り添うトライアングル型のサポート体制の構築が求められている。働き方改革実行計画に基づく支援の強化と関係者のネットワーク構築で両立支援の充実をはかること。

(回答)

働き方改革実行計画に、病気を治療しながら仕事をしている人の支援として、会社の意識改革と受入れ態勢の整備、会社・主治医・産業医が患者に寄り添うトライアングル型サポートの推進等が挙げられており、これらの推進について国や大阪府と連携しながら普及

啓発に取り組んでいきます。

**2. 経済・産業・中小企業施策**

<補強>

(1) 観光産業の発展と外国人観光客へのマナー周知について

大阪観光局の機能強化で大阪版DMOを構築されているが、各市においてもマーケティング力を高め、大阪経済の活性化につなげること。訪日外国人観光客の受け入れ態勢整備に向けて、観光案内所の充実や24時間多言語コールセンターなどの案内機能を強化し、観光客の利便性向上をはかること。また、問題となっている外国人観光客用の宿泊施設不足や大型観光バス駐車場の整備などは、「国際都市大阪」に向けて施策を拡充すること。一方で外国人観光客に日本の習慣などを広く周知し、マナー向上のための啓発活動を一層強化すること。

(回答)

観光推進を図る上で、旅行者のニーズを分析した上で多くの方を呼び込む取組みを進めるためのマーケティングは非常に重要であると認識しており、現在市内の宿泊施設等を始め、本市を訪れた方に対するマーケティング調査を実施しているところであります。また、日本の中でもトップレベルで訪日外国人が訪れている大阪の観光推進を図る大阪観光局とも連携を図りながら、マーケティング調査を進めていくことも検討しています。

観光案内については、現在スマートフォンで市内の観光スポットや飲食店等の情報が入手できるまち歩きマップを作成しているところで、訪れた方が市内の情報をスムーズに入手しながら滞在や周遊ができるように情報を提供していく予定です。本市を含めてより広域で観光振興を図る機関も存在しており、多言語コールセンターサービスを提供している関西観光本部や大阪観光局との連携を強化し、訪問者の利便性を高めるための情報発信も行っていきたいと考えています。

さらに、平成30年6月には新たな住宅宿泊事業法が施行される予定であり、市内で宿泊事業や民泊サービスを提供したいと考えている方に有益な情報の提供やサービス提供の手法を理解していただけるような関連セミナーや研修等を実施していくとともに、外国人観光客の傾向やニーズを把握してまちの案内ができる人材育成なども進めていく予定で、東大阪に来ていただいた方が高い満足度を得られ、良い印象を持ってもらえるような取り組みを進めていきたいと考えています。

本市の観光産業の発展については、大阪府や東大阪観光協会、大阪観光局、東大阪ツーリズム振興機構等と連携しながらより効果的な経済振興策を展開してまいります。

## (2) 中小企業・地場産業の支援について

### <継続>

#### ①付加価値の高いものづくり事業の強化について

中小企業における技術開発支援、販路開拓、産学官連携、知的財産の活用、人材育成等の取り組みは、MOBIO（ものづくりビジネスセンター大阪）と連携し、支援施策の充実をはかること。また、地元・地場で世界最先端の研究開発企業や独自の固有技術を有する企業、社会福祉事業に貢献する企業など、「地元で大切にしたい会社」として、PR活動等を積極的に展開し、魅力ある企業を支援すること。

### (回答)

東大阪市ではMOBIOと連携し、各々の活動の広報やセミナーの共同実施、定期的に参加している会議に参加するなどの情報共有も行っております。今後も施策の充実を図るにあたり、MOBIOとの連携を行い、市内企業へよりよいサービスを提供していけるよう努めてまいります。

### <継続>

#### ②TPPにおける完全累積制度の活用支援について

TPPについては、米国の離脱があるものの、早期発効にむけた協議が進められている。地方経済産業局と連携し、ものづくり生産拠点で中小企業がTPPの原産地規則の「完全累積制度」を活用できるよう推進すること。また日本にいながらにして海外展開ができたようなメリット等を最大限引き出せるよう周知するとともに、きめの細かな支援体制を構築すること。

### (回答)

地方経済産業局に限らず、様々な団体と連携の上、市内企業の海外展開の支援を検討してまいります。

完全累積制度に関しましては、TPPにおける自由貿易へ対応していけるよう検討してまいりたいと考えております。

### <継続>

#### ③中小・地場企業への融資制度の拡充について

中小・地場企業の経営基盤の強化や開業支援に向けて、為替やエネルギー問題などの社会経済情勢、さらに中小企業等の資金需要を鑑み、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度融資を実施すること。

### (回答)

本市が実施している「東大阪市小規模企業融資制度」は、大阪府制度融資における小規模企業サポート資金市町村連携型融資として実施しており、制度内容は府が実施する制度融資に左右されるところではありますが、引き続きアンケート調査を実施し、事業者の融資ニーズの把握に努めてまいります。

### <補強>

#### ④最低賃金の引上げに向けた中小企業支援施策の充実について

雇用戦略対話で合意された「早期全国800円の確保と全国平均1,000円の実現」をめざし、Aランクの大阪がけん引役を果たせるよう大阪労働局や大阪府と連携し、効果的な中小企業への支援施策の充実をはかること。また、最低賃金改定時には、業務改善助成金等の支援制度を周知するとともに発注済の金額の改正を行うこと。

### (回答)

中小企業にとり最低賃金の大幅な引き上げはその経営を圧迫する可能性もありますので、大阪労働局や大阪府と連携を図りながら、効果的な中小企業への支援施策につきまして研究するとともに、国の雇用関係助成金等の周知にも努めます。

本市が発注する役務契約においては「東大阪市役務契約における労働関係法令遵守状況の確認等に関する要綱」を策定し、従事する労働者の労働関係法令遵守を図っているところです。

### <継続>

#### (3) 総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定について (★)

総合評価入札制度の導入が府内18市にとどまっていることから、未導入の自治体は積極的に取り組むこと。また、公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保により、住民福祉の増進に寄与することを目的とした公契約条例の制定にむけ、関係事業団体との研究会等の設置について検討すること。

### (回答)

総合評価入札制度の導入について、「東大阪市建設工事総合評価一般競争入札試行要綱」を制定し、平成23年度に入札を執行しました。また、上下水道局においても平成25年度、平成28年度に入札を執行しています。

建設工事・設計業務委託等の入札案件に最低制限価格を設定し、その他の人件費要素の多い委託契約についても、積算時に最低賃金確保など関係法令等を順守するよう、各課に指導することにより、ダンピング受注の防止を継続して進めるとともに、公契約条例等について国等の動向をもとに研究してまいります。

### <継続>

#### (4) 下請取引適正化の推進について

中小企業の拠り所となる下請けかけこみ等の相談件数が依然高い状況にある。中小企業労働者の労働条件改善は、公正な取引関係の実現が不可欠であり、下請二法や下請ガイドライン等を周知・徹底し、下請取引適正化推進の啓発等、監督行政と連携を図り、適切に指導すること。

(回答)

下請中小企業振興法及び下請代金支払遅延等防止法の趣旨に則り適正な実施がなされるよう国等と連携を図るとともに、現在国が実施されている下請取引にかかる適正化事業の関連情報についても、市内中小企業者に向けた情報提供に努めてまいります。

業務完了後の元請業者への支払いについては引き続き迅速に行ってまいります。また関係法令等順守の観点から下請業者へ速やかな支払いの指導とともに、「東大阪市入札参加停止要綱」に下請代金等支払債務に関する要件を規定しております。

<継続>

#### (5) 非常時における事業継続計画 (BCP) について

業務継続計画 (BCP) 未策定の市町村は、早急に策定すること。また標記計画の中小企業への普及率がまだまだ低い状況にあることから、専門アドバイザーの配置や中小企業の訪問などを通じて、きめ細かな計画策定を支援すること。

(回答)

企業における事業継続計画 (BCP) の重要性は承知しております。大阪府が実施するBCP策定支援事業等の関連情報について、市内中小企業者に向けた情報提供に努めてまいります。

本市においては、平成26年3月に東大阪市事業継続計画を策定し、状況に応じ修正しております。

<新規>

#### (6) まち・ひと・しごと創生における産業政策の推進

地域における産業振興と雇用創出の一体的推進にむけて、まち・ひと・しごと創生総合戦略にも示されているが、ライフサイエンスや新エネルギーなどの成長分野へ重点投資すること。また、大阪産 (もん) の農林水産物の地産地消、ブランド化、6次産業化に向けた担い手の確保や販路拡大等の取り組みを強化すること。

(回答)

活力ある将来の実現に向けて、本市が平成28年3月に策定した「東大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく産業振興のための施策の取り組みを進めるとともに、大阪府が実施する取り組みについては、大阪府と連携を図りながら周知に努めてまいります。

### 3. 福祉・医療・子育て支援施策

<補強>

#### (1) 地域包括ケアシステムの実現に向けて (★)

地域医療構想の実現に向けて、地域医療構想調整会議に被保険者や住民などを加え、広範囲な意見を反映させること。加えて、医療や介護を受ける立場にある住民に対し、地域包括ケアシステムの構築に向けた計画や進捗状況をわかりやすく明示、周知すること。

(回答)

現在、大阪府では地域医療構想の実現に向けて、平成30年度から6年間の第7次大阪府保健医療計画の策定作業を進めており、東大阪市は中河内二次医療圏の計画策定に参画しています。策定に当たっては府民公開の懇話会や中河内保健医療協議会 (地域医療構想調整会議) で有識者の意見を伺い、その後パブリックコメントを求めます。また、地域包括ケアシステムの構築と進捗状況の周知については、大阪府保健医療計画と東大阪市高齢者保健福祉計画との整合性を図り、福祉部と連携して取り組んで参ります。

また、関係機関等と連携して様々な機会を活用し、広く市民に向けて本市における地域包括ケアシステム構築の取り組みなどにかかる周知・啓発を進めていきます。

<補強>

#### (2) 予防医療の促進について

府民の健康寿命の延伸をめざした「健康づくり関連4計画」が今年度大阪府において策定される。取り組み内容を住民に周知するとともに、保険者や企業と連携し、住民の健康に対する意識向上に向けた取り組みを強化すること。

(回答)

当市では「東大阪市健康増進計画 (健康トライ 21)」「第3次東大阪市食育推進計画」「東大阪市歯科口腔保健健康計画 (歯っぴいトライ 21)」を策定しております。その内容は大阪府の計画と連動する内容で、健康寿命の延伸、健康格差の縮小を目標に市民の健康づくりに取り組んでおります。28年度から実施している「東大阪健康マイレージ事業」では在住者や勤者を対象とし、国保や経済部等との連携、がん検診については協会けんぽ、国保等と連携して実施しております。健康づくりの気運を醸成するためには、家庭、学校、職場、地域等幅広い層で取り組みが必要であり、今後も、連携する部署や機関を広げて取り組みを強化していきたいと考えております。

<新規>

#### (3) がん対策基本法の改正について

昨年12月にがん対策基本法が改正され、企業ががん患者の雇用継続への配慮に努めることなどが明記された。事業主に対し、がん患者の就労に関する啓発・知識の普及へ必要な施策を講じること。併せて、がんに関する教育を推進すること。

(回答)

パンフレットの配架やメールマガジン、労政ニュース等の媒体を通じて、国、大阪府、本市の実施する啓発に協力してまいります。

がん患者の就労に関する啓発・知識の普及については十分にできておりません。市政だより等での啓発、講演会のテーマに取り上げるなど考えていきたいと思っております。また、就労支援やがん教育について、がん拠点病院を中心としたがん診療ネットワーク協議会で取り組まれており、連携して実施していきたいと考えております。

<補強>

#### (4) 介護労働者の処遇改善と人材確保にむけて

本年度の介護報酬改定において、介護職員処遇改善加算が拡充された。介護サービス事業所等が加算の取得要件を満たすことを確認し、適切に運用すること。加えて、介護サービス事業者等へ加算の周知徹底をはかること。また、介護に関わる多くの機関と連携し、介護業界全体の人材確保、職場への定着をはかること。

(回答)

拡充された介護職員処遇改善加算について、介護サービス事業所等から提出される計画書や実績報告書等により取得要件を満たしたうえで適切に運用されているかの確認を行い、集団指導、実地指導等により、介護サービス事業者等へ加算の周知徹底を継続的にはかってまいります。また、本市におきましては、就職フェアの開催など介護人材確保の取組みを大阪府と連携して実施しておりますが、引き続き人材確保等について有効な方策を検討してまいりたいと考えております。

#### (5) インクルーシブ(包摂的)な社会の実現にむけて

<補強>

##### ① 障がい者への虐待防止

障害者虐待防止法が施行されて以降、大阪府の相談・通報・届け出件数が年々増加している。障がい者の緊急避難の場所の確保や虐待を行った家族等への心のケアを行う体制を整備するとともに、虐待の根絶にむけた取組みを強化すること。また、障がい者福祉施設におけるすべての役職員に対し、虐待防止にむけた研修を徹底するよう指導を強化すること。

(回答)

障害者の緊急避難の場所として居室を確保し、生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておく重大な結果を招くおそれが予測される場合や本人が避難を希望している場合は、一時保護を行います。

また、虐待を行った家族等養護者も介護疲れや障害や病気などがある場合が多く、障害者虐待防止法では養護者支援の法律でもあり、障害者だけでなく、養護者の支援も引き続き行ってまいります。虐待防止に向けた取組みを障害者福祉施設等にはたらきかけてまいります。

<補強>

#### ② 障害者差別解消法の体制整備

障害者差別解消法の確実な定着に向け、住民への周知を徹底するとともに、障害者差別解消支援地域協議会が未設置な市町村は早期設置に向けて取り組むこと。

\*検討中(2017年4月1日現在)

守口市、八尾市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、摂津市、藤井寺市、泉南市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、熊取町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村

(回答)

障害者差別解消法施行後、平成28年度、平成29年度障害者差別解消支援地域協議会を開催し、情報共有、啓発、事例の分析・検証等について意見交換を行いました。引き続き地域協議会の機能が十分発揮できるよう努めてまいります。

#### (6) 子ども・子育て支援新制度の着実な実施にむけて(★)

<継続>

##### ① 全自治体の高位平準化

子ども・子育て支援新制度がスタートして2年が経過した。仕組みとしては整いつつあるが、取り組み実態や事業計画について地方版「子ども・子育て会議」において、適切な見直しを行うこと。

(回答)

東大阪市子ども・子育て支援事業計画は、平成27年度から31年度までの5か年計画となっておりますが、計画期間の中間年である平成29年度に中間見直しを実施しています。就学前児童6,000人のアンケート調査を実施することで、地域の実情や子育て家庭のニーズを把握し、子ども・子育て支援事業計画を実態にあったものとするため見直しを実施しています。

<補強>

##### ② 待機児童の解消

市町村が公表している待機児童数に加えて、潜在的な待機児童数についても明らかにすること。その上で、すべての子どもが希望する保育所へ入所できるよう、計画を見直すとともに、市町村間の連携により他市保育所への入所が可能となるような措置を大阪府とともに検討すること。

(回答)

本市では、待機児童を国の旧定義で算定しているため、認可外保育所等を利用しながら待機している児童でも、入所の申請があれば待機児童に含んでおります。潜在的な待機児童の解消については、本市では子ども・子育て支援事業計画において、待機児童の解消を目指すだけでなく、未入所児童(入所の申請をしており、入所要件を満たしているが、保

育所（園）に入所できない児童）や新たに就労を希望する方なども含めたニーズに対応していきます。

また、保育の受け皿拡充として幼保連携型認定こども園への移行促進および小規模保育施設の設置を掲げており、認可外保育施設についても一定小規模保育施設への移行により、保育の質を担保した受け皿拡充の一端を担って頂いております。新制度スタートから平成29年4月までの間に、待機児童の多い0～2歳児について621名の受け皿確保を進め、平成29年4月の待機児童数も106名まで減少しております。

「市町村間の連携により他市保育所への入所が可能となるような措置」については、委託依頼により対応しております。

<補強>

#### ③病児・病後児保育の充実

小児医療や病児・病後児保育の充実、併せて、保育所などにおける施設整備助成の拡充や保育体制が整備できるよう大阪府に働きかけ、地域子ども・子育て支援事業の充実にむけた取り組みを強化すること。

(回答)

病児病後児保育室は、平成27年4月より新たに東地区で開設しており、市内4ヶ所において開設し充実を図っております。より多くの市民が利用できるよう広報を強化し事業の認知度を向上させるよう努めてまいります。

<補強>

#### ④休日保育の充実

多様化する社会環境のなかで、休日も保育を必要とするサービス業等に従事する世帯のために休日保育を拡充し、保護者の就労を支援し、健全な子育て環境を維持すること。尚、休日保育においても、病児・病後児保育ができるよう努めること。

(回答)

近年、社会情勢の変化や雇用環境の多様化によって、様々な保育サービスの充実が求められております。休日保育事業、休日保育での病児・病後児保育事業もその中の一つです。本市において、現在、東大阪市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しを行い、様々な保育サービスのニーズ調査を実施しました。本市の休日保育事業等のニーズを的確に把握し、必要に応じて事業の拡充等に努めてまいります。

<補強>

#### (7)子どもの貧困対策について

昨年実施した子どもの生活に関する実態調査の結果を受け、複合的に絡む生活問題・社会的格差問題、親の就労支援施策、所得保障制度などの社会的な問題について、国に強く働きかけること。併せて、住民の自主的な活動として「子ども食堂」や「学習支援」などをはじめとする子どもの居場所づくり活動が実施されるよう、安全衛生面などの適切な設

備・運営など予算を確保すること。

(回答)

本市では、今年度、本市の子どもの生活状況等を把握するために、子どもの生活に関する実態調査を実施しました。現在、調査結果の集計及び分析を行っており、その結果を参考として、子どもの貧困対策計画を策定してまいります。子どもの貧困対策は、子どもだけではなく、世帯全体への支援が必要であり、施策の実施に向けて必要な事項について、国に対しても、支援を求めてまいります。また、「子ども食堂」や「学習支援」などをはじめとする子どもの居場所づくりを行っている方々のネットワークづくりも検討し、意見交換を進めてまいります。

## 4. 教育・人権・行財政改革施策

<継続>

### (1) 教育の質的向上にむけて (★)

#### ①指導体制を強化した教育の質的向上

将来を担う子どもたちの教育環境を充実させるためにも、義務教育の入り口である小学校での少人数学級編制の対象学年を拡大するよう検討すること。また、定数改善により必要な教職員数を確保するよう大阪府に働きかけること。

※高槻市、泉佐野市：小学校全学年に拡充。枚方市：4年生まで拡充。

堺市：小学校3～6年生を38人学級。

豊中市、箕面市、池田市、能勢町、豊能町は、独自で職員数を確保。

(回答)

幼稚園、小・中学校および高等学校の学級編制の基準は、法令で定められているところであり、基準の改善については、基本的には人件費等財政負担も含め、国・府の施策として実施されるべきものであります。なお、国においては小学校1年生、大阪府においては小学校2年生を措置し、35人での学級編制をしております。また、本市独自の措置により、平成28年度から小学校3年生まで学級編成基準を改正し、35人での学級編制を行ってまいりました。今後も、学級編制基準の改正を国・府に要望してまいりますとともに、市独自の学級編制基準の拡大については検討してまいります。

市立小学校における35人を基準とした少人数学級編成につきましては、第1学年は国、第2学年は府による施策により教職員が加配措置されていますが、本市独自の学力向上施策として第3学年まで少人数学級編成を拡充しております。また、定数改善による必要な教職員数の確保につきましては大阪府に働きかけてまいります。



## ②相談体制を強化した教育の質的向上

### <補強>

子どもをとりまく貧困・虐待・DVなどの家庭の様々な課題や、いじめ・不登校への対応については、現在の教職員の数では解決も対応すら困難な状況である。また、それらが要因で教師の長時間労働にもつながっている。子供を取り巻く課題解決と教師の長時間労働を解消するためのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置の拡充をすること。また、大阪府にも働きかけること。

### (回答)

様々な課題に対して、子どもたちの心のケアを行っていくには、スクールカウンセラーは必要不可欠な存在となっており、今後も充実に努めてまいります。また、学校に福祉的視点をとり入れ、指導體制を充実させるためにスクールソーシャルワーカー等の配置の充実に努めてまいります。

### <補強>

#### (2)奨学金制度の改善について(★)

2017年度より給付型奨学金制度が新設されたが、対象者や支給金額が少ないことなど、今後も拡充しなければならない。引き続き、国に対して求めるとともに、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度導入等も検討すること。

### (回答)

給付型奨学金制度を新設した独立行政法人である日本学生支援機構への制度拡充要望に関しては、関係省庁への働きかけを検討してまいります。

また、地元企業に就職した場合の奨学金の返還支援制度につきましては、卒業後すぐに市内企業に就職された方で、東大阪市教育委員会の奨学資金の貸与を受けておられる方につきましては、3年間の市内就業、市内居住、滞納することなく奨学資金を返還してきたこと等を条件に、4年目以降の同奨学資金の返還に補助金を充当する「東大阪市奨学資金返還補助金」の制度を経済部で設けています。

### <補強>

#### (3)労働教育のカリキュラム化について

ワークルールや労働安全衛生など、働くことに関する知識を深め活用できるよう、高等学校における労働教育のカリキュラム化を推進すること。また、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられたことにより、これまで以上に社会人として必要な知識を身に付け、社会を構成する一員としての意識を醸成するための主権者教育を充実させること。

### (回答)

「労働教育」や「主権者教育」については、学習指導要領に基づき適切に取り組んでまいります。

## (4)人権侵害等に関する取り組み強化について

### <補強>

#### ①女性に対する暴力の根絶

配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者等からの暴力が関係する相談件数等が昨年よりも多い状況にある。「女性に対する暴力をなくす運動」を中心に、住民への社会認識の徹底、意識啓発や情報周知などの充実をはかること。併せて、被害者への支援体制を強化すること。

### (回答)

引き続き、女性に対する暴力をなくす運動期間中に、男女共同参画センターにて、「女性に対する暴力をなくす運動のための催事」を実施し、啓発や情報提供に努めてまいります。

また、引き続き、DV相談事業の実施をはじめ、女性に対するあらゆる暴力被害の防止、被害者の安全確保、自立支援や意識啓発などの取り組みに努めてまいります。

### <補強>

#### ②差別的言動の解消

昨年、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)が施行された。地方公共団体として地域の実情に応じた施策を講じるよう努めるとされていることから、条例を制定するなどの対応を検討すること。

### (回答)

今回法制化され、自治体としての役割などが定められており、相談体制の整備や人権教育及び人権啓発の充実への取り組みなどを推進することとされております。まずこれらのことに重点を置いて、施行されましたヘイトスピーチ解消法の周知に努め、地域の状況を踏まえつつ、人権啓発活動等の取り組みをすすめてまいりたいと考えております。

### <新規>

#### ③部落差別の解消

昨年6月に実施された連合の「採用選考に関する実態把握のためのアンケート」調査では、就職差別につながる採用選考の問題が明らかになった。企業への指導を強化するとともに、同年12月に施行された部落差別解消法について住民に広く周知徹底し、あらゆる差別撤廃にむけた施策を講じること。

### (回答)

就職差別を無くすため、「就職差別撤廃月間」である6月に街頭啓発活動等PRを行うとともに、東大阪市企業人権協議会の活動にも積極的に取り組んでおり、今後も啓発に努めてまいります。

法律の周知につきましては、現在東大阪市ホームページ上に法律条文の掲載や、市内各施設に法律周知の啓発ポスターを配布・掲示し、また、部落問題をテーマとした市民人権講座の実施など、市民への周知啓発に取り組んでおり、引き続き、周知啓発に努めてまい

ります。

<継続>

#### (5) 地方税財源の確保に向けて

財政健全化に向けて、各事業の府民への影響を考慮し、単純に廃止または縮小されることがないように改善策を策定すること。加えて、前年度の地方一般財源を確保し、地方分権にふさわしい行財政改革が行われるよう、引き続き国への積極的な提言および要請を行うこと。

(回答)

本市では、持続可能な行財政改革を実行するため、各項目を取りまとめた「東大阪市行財政改革プラン2015」(H27年度～H31年度の5ヶ年)を策定しております。各取り組み項目の実施については、市民への影響も踏まえながら、進捗管理を行い着実に取り組んでまいります。

## 5. 環境・食料・消費者施策

<継続>

#### (1) 廃棄物対策と循環型社会形成の取り組みの強化(★)

大阪府域での事業系ごみ排出量は全国と比べても多く、また、リサイクル率も高くないのが現状である。「大阪府循環型社会推進計画」の2020年度を目標とした廃棄物の削減量の達成をめざし、ごみの分別回収の徹底や事業者や市民への啓発活動などにより、ごみ排出量の大幅削減に取り組むこと。また、廃棄物を「資源」として効率的にリサイクルできる環境を構築し、再生利用率を向上させること。廃棄物の再資源化によって生産された製品の購入・活用促進も含め、循環型社会の形成に取り組むこと。

(回答)

東大阪市一般廃棄物処理基本計画に掲げる施策の実現に向け、大阪府とも連携しながら、更なるごみの発生抑制、再使用、再生利用、適正処理の推進を図り、大阪府循環型社会推進計画で掲げた目標の早期達成に努めます。

<継続>

#### (2) 食品ロス削減対策の推進(★)

大阪府庁内で食品ロスの削減にむけて「食品ロス削減ワーキングチーム」が構成されている。同チームの取り組みとも連携した、食品ロス削減の取り組みを行うこと。特に、市民や事業者への総合的な啓発活動や、同趣旨の取り組みを行う団体やフードバンクなどの民間団体とも積極的に連携し、食品活用・ロス削減に取り組むこと。

(回答)

市民・事業者・大阪府など関係行政機関と連携し、食品廃棄物の削減に取り組んでいきたいと考えております。

フードバンクにつきましては、大阪府下では社会貢献事業があり、大阪府社会福祉協議会が現物給付(食糧等)にとどまらない各種手続きのサポート、見守りなど生活再建までのトータル支援を行なっています。

本市におきましては、食料が無い方で緊急的な支援が必要な方などを対象に依頼しています。

社会貢献事業の主旨に基づき、食糧危機の世帯に対し、貸付の決定や直近の給与日までのつなぎとして活用し、グループ支援を実施しています。

<補強>〔木材利用方針を未策定の市町村のみに要請〕

#### (3) 木材利用促進とクリーンウッド法の推進

大阪府では2011年に「大阪府木材利用基本方針」を掲げ、特に府内産材の利用促進に積極的に取り組んでいる。府内市町村では、43市町村中、22市町村(2016年12月末現在)での方針策定となっている。各市町村でも、早期に木材利用方針の策定及び方針に沿った木材利用促進に取り組むこと。

※木材利用方針を策定済みの市町村(2016年12月末現在)

和泉市、岬町、岸和田市、忠岡町、泉大津市、高石市、泉南市、千早赤阪村、泉佐野市、田尻町、太子町、河内長野市、貝塚市、河南町、富田林市、高槻市、能勢町、大阪市、熊取町、堺市、東大阪市、阪南市

<補強>

#### (4) 消費者保護と消費者教育の推進

増加傾向にある特殊詐欺や、悪質商法の撲滅をめざし、消費者への情報提供・注意喚起の徹底や各種広報を行うとともに、新たな手口に対して迅速に情報発信などの対応をすること。特に高齢者や障がい者を始めとする消費者の被害防止と保護を徹底すること。

また、消費者が主体的に市場に参画し、積極的に自らの利益を確保するなど、その自立を促すことや倫理的な消費者行動につながる幅広い消費者教育について、また被害の未然防止にもつなげるため、消費者教育推進地域協議会を設置すること。設置に当たっては、労働者代表の声が反映されるよう委員としての参画対応を行うこと。

(回答)

巧妙化する悪質商法等を始めとした消費者被害の発生・拡大防止のための取り組みとして、消費生活センターでは、市政だより「暮らしの緊急情報」として悪質商法の事例を毎月掲載するとともに、市のホームページにも同じ内容を掲載しております。また、「暮らしのスクラム」の全戸回覧(年4回)、市内主要駅での啓発ポスターの掲示(年1回)、布施駅前ヴェルノールビジョンでの啓発情報の放映(年間)や街頭啓発など、市民への情報提供と注意喚起を行っております。

さらに、「出張講座」や高齢者を対象とした「高齢者向け消費者問題講座」を開催し、悪

質商法等に関する情報提供や消費生活センターの周知を行うとともに、年金支給日には警察署と連携し、金融機関において悪質商法等に関する啓発を行い、被害の未然防止を図っております。

消費者教育推進地域協議会につきましては現在のところ設置を検討しておりませんが、消費者教育推進の一環として学校等に講師を派遣し、インターネットや携帯電話、お金の使い方、消費者トラブルなどに関する講座を行っております。また、消費者の自立支援の一環として消費者団体の育成を図っております。

## 6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

<継続>

### (1) 空き家対策の強化

倒壊のおそれのある空き家については、火災や自然災害時に被害を拡大させる危険性がある。また、いわゆる「ごみ屋敷」化している空き家などは、周辺住民にすでに悪影響を及ぼしている実態がある。各市町村で特定空き家等に対する具体的な取り組みを強化・促進するため、「空き家等対策計画」を早期に策定し、対策を講じること。策定済みの市町村については、計画に沿った効果的な対策を実施すること。

※策定済み 28 市町村

〔堺市、岸和田市、豊中市、池田市、守口市、茨木市、泉佐野市、河内長野市、松原市、大東市、箕面市、羽曳野市、門真市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村〕

2017 年度策定予定 11 市町村

〔泉大津市、高槻市、貝塚市、枚方市、八尾市、富田林市、寝屋川市、柏原市、交野市、大阪狭山市、田尻町〕

2018 年度以降の予定 1 市〔吹田市〕

策定期未定 2 市〔和泉市、摂津市〕

\*大阪府は、住宅土地統計調査結果や区役所への通報データ等により空き家の実態を把握

(2017 年 8 月 29 日現在)

(回答)

本市では、平成 28 年度に東大阪市空き家等対策計画を策定し、同計画に基づき、周辺の生活環境に悪影響を及ぼす空き家の所有者に対して適正な管理をお願いしております。また、倒壊の恐れのある危険空き家につきましては、東大阪市空き家等対策協議会を通じて、特定空き家等の判定を行い、所有者に対して助言・指導等を行っております。

<補強>

### (2) 「交通政策基本計画」にもとづく施策の推進

交通政策基本法制定以降、交通政策基本計画が策定され、各自治体でも総合的な交通施策の推進が求められている。大阪府では「公共交通戦略」が策定されており、各市町村においても、交通施策の推進にむけて、改正地域公共交通活性化再生法・都市再生特別措置法にもとづく「地域公共交通網形成計画」の策定など大阪府と連携した交通施策を進めること。また、地域公共交通確保維持改善事業により設置される協議会や改正地域公共交通活性化再生法にもとづき設置される協議会には、交通労働者代表、利用者や地域住民の声が反映されるように協議会参画などの対応を行うこと。

(回答)

本市では交通政策基本法の制定を受けて、東大阪市総合交通戦略の策定を目指しております。また策定に向けた協議会においては、交通事業者や住民の声が反映されるよう、委員として参画いただいております。

<継続>

### (3) 交通バリアフリーの整備促進と安全対策

公共交通機関（鉄道駅・空港など）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を検討すること。また、転落事故などを防止するための鉄道駅のホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、設置に対する費用助成や税制減免措置などの財政措置の拡充・延長を行うこと。

(回答)

鉄道施設バリアフリー化については大阪府と取り組みを検討してまいります。

またホームドア等の設置に対する費用助成につきましては、今後実施できるよう検討してまいります。

鉄道事業者等が駅のバリアフリー化により設置したエレベーター、エスカレーター、ホームドア・可動式ホーム柵に対する固定資産税・都市計画税について、課税標準額を 5 年分価格の 2/3 とする特例措置が講じられております。その特例対象となる固定資産については、地方税法の規定に基づき、固定資産の課税標準の特例を適用し、固定資産税及び都市計画税を軽減いたします。

<継続>

### (4) 自転車レーンの設置促進と交通安全対策について

「大阪府自転車条例」の趣旨に基づき、自転車の交通安全対策は積極的に実施されているが、依然、自転車に関係する事故は年間 1 万件を超えているのが現状である。自転車事故を減少させるためにも、自転車レーンの整備や自転車の危険運転に対する取り締まり強化を行うとともに、市民に対する啓発活動を徹底すること。

(回答)

自転車等による事故を減らすため、交通安全教室の実施、街頭指導キャンペーン、マナーアップ運動等に府や各警察署等の関係機関と連携して取り組み、引き続き自転車マナー・交通ルールに関する啓発を図ってまいります。

<継続>

**(5) 防災・減災対策の充実・徹底 (★)**

市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアルなどを効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備など、市民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的に啓発の取り組みを実施すること。また、市町村が作成した「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練などを継続的に行うこと。

(回答)

災害発生時の避難行動の事前確認は大変重要であることから、市全体のハザードマップに加えて、地域の危険箇所や避難経路等に特化した「地域版ハザードマップ」の作成を推進しております。その過程では、市民に自助・共助の重要性を改めて認識して頂くために、地震や土砂災害、避難情報などについての講演会を開催し、防災対策について啓発しております。また、継続的に地域での防災訓練に参加することで、市民の防災意識の向上に努めており、今後、地域の防災訓練をさらに充実させるためにも、事業者の参加を促進することができるよう、自主防災組織に提案して参りたいと考えております。

避難行動要支援者名簿につきまして、平常時は、名簿情報提供に同意された方の情報を地域の支援者に提供しており、毎年更新した名簿は、地域の支援者に対し直接交換を行っております。

<継続>

**(6) 集中豪雨など風水害の被害防止対策 (★)**

近年、日本各地で豪雨水害、土砂災害などの風水害が多発している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊などへの対策に万全を期すること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し森林整備などの維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、市町村が発令する避難情報の内容について一層の周知・広報を行うこと。

(回答)

災害による被害をより軽減するためには、ソフト・ハードの両面から備えることが必要であるため、ソフト面として大阪府が指定する土砂災害警戒区域や危険箇所を「地域版ハザードマップ」に掲載し、住民の迅速な避難行動を促す取り組みを実施しております。避難情報に関しましては、防災講演会や市政だより、市ウェブサイトなどを通じて広報を行っております。

また、崩壊防止工事等のハード事業についても大阪府が所管となります。

市の事業としましては、急傾斜地危険箇所の定期パトロールを実施しており、特に危険と思われる箇所については大阪府へ対策事業の要望を行っております。

近年の豪雨の激化は著しく、河川や下水道の対策規模を上回る豪雨により、全国的に水害が発生しております。

東大阪市では、ハード対策とソフト対策により、浸水被害の最小化を目指すため、雨水対策プロジェクト推進会議を設置し、その対策に努めています。

下水道事業においては、既存の下水道の更なる流下能力向上のため、雨水増補管整備を進めております。

また、大阪府と連携し、治水施設の整備を促進していきます。

<継続>

**(7) 公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について**

国土交通省の調査では、駅構内や車内など公共交通機関での暴力行為は依然として高い水準にあるとされている。これらの暴力行為の防止対策として、マスコミ媒体を活用した啓発や自治体広報誌などでの市民に対する積極的な広報・啓発活動を行うこと。さらに、駅構内や車内での巡回・監視などの防犯体制のさらなる強化をはかるとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策（防犯カメラの設置や警備員の配置など）への費用補助などの支援措置を講じること。

(回答)

公共交通機関での暴力行為に対する防止対策につきましては、鉄道事業者と協力し、広報誌等を通じた啓発を検討してまいります。